

## 都市計画法第34条第4号(農林水産物の処理等の施設)の運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第4号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号イに規定される建築物のうち、農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物の立地に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可がなされる見込みがない農地の区域
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条又は25条の2の規定により指定された保安林の区域
- (5) 法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画を定めた区域
- (6) 法第53条の規定に基づく建築の許可が必要な区域。ただし、「山形市都市計画道路見直し計画」(平成29年3月策定)において、廃止候補路線又は幅員縮小候補路線のうち現道に合わせて縮小する路線に定められている区間番号の区域内の区域は、この限りでない。

(対象者)

第3条 この規準で対象とする者（以下「対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業者、林業者及び漁業者
- (2) 農業者、林業者及び漁業者で組織する団体
- (3) 農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(建築物の用途等)

第4条 この規準で認められる建築物の用途は、次表のいずれかに該当する用途とする。

| 用途                      |
|-------------------------|
| 畜産食料品製造業の用に供する建築物       |
| 水産食料品製造業の用に供する建築物       |
| 野菜缶詰又は果実缶詰製造業の用に供する建築物  |
| 農産保存食料品製造業の用に供する建築物     |
| 動植物油脂製造業の用に供する建築物       |
| 精穀・精粉業の用に供する建築物         |
| 砂糖製造業の用に供する建築物          |
| 配合飼料製造業の用に供する建築物        |
| 製茶業の用に供する建築物            |
| でん粉製造業の用に供する建築物         |
| 一般製材業の用に供する建築物          |
| 倉庫業の用に供する建築物            |
| 炊飯施設（学校給食指定委託を受けるものに限る） |

2 予定建築物で処理、貯蔵又は加工されるもの（以下「加工品等」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 加工品等の原材料は、農産物、林産物又は水産物（以下「農産物等」という。）であること。

(2) 農産物等は主として山形市の市街化調整区域内で生産されたものであること。

3 予定建築物は自己の業務の用に供する（建築物の所有者と設置運営者が同一であり、かつ、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることをいう。）ものとする。

(敷地の面積)

第5条 予定建築物の敷地面積は、利用形態等からみて合理的なものであることとする。

(事前説明)

第6条 申請者等は、山形市開発指導要綱の規定に基づき、開発周辺に影響をおよぼすおそれのあるものについては、事前に当該開発区域周辺の住民に対して説明会を開催し、当該開発行為について同意を得るよう努めるものとする。

(その他)

第7条 山寺の一部又は蔵王温泉の一部内の予定建築物の外壁及び屋根の色彩については、山形市景観計画（平成31年4月策定）で定める景観形成基準に基づき、景観類型別色彩基準に適合するものであること。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この運用基準が施行される前に、法第 34 条第 4 号又は令第 36 条第 1 項第 3 号イに該当し、法に基づく許可を受けた建築物については、当該建築物の敷地面積を拡張する場合を除き、この基準は適用されないものとする。

附 則

この運用基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。